

す乃ち酒を飲む原因の如何を問に及ばざるなり況哉酒を飲む事
 の道樂ある被告たるに於てをや以上の理由に依り證據不充分と
 して無罪の宣告あらん事を望む而して又被告を兇行者なりと假
 定するも精神錯亂者として不論罪の適用を望む……ト是にて議
 論も了りミルラーは辯護士に一任し一言も云はすし……止みぬ十
 九日に宣告をすること成れり
 要するに辯護士の總論は被告をして精神錯亂者として不論罪を
 以て適用されん事を望むといへ共被告其者の尋常たる事は檢事
 堤氏が最初より古矢國手に命じて診察せしに病氣と認むへさ微
 なし遂に判事長佐藤博愛氏も忍ぶへからざるを忍んで死刑を言
 渡したるは十九日午前十一時にて有しミルラーは秋山源廣氏の
 助けによりて控訴をすることになりました

第 廿 四 席

横濱地方裁判所に於て死刑の宣告を受け之に服せずして控訴し
 たるロバート・ミルラーは嚴重なる懲戒を以て東京控訴院に送
 せられ鍛冶橋監獄署の監房第十一に拘禁せられ一枚の腰を錠台
 として一人釣の蚊張を張り晝は形はかりの腰掛けに凭りて一脚
 の卓子に對し至極靜肅を守りて居りましたさて控訴公判は九月
 十九日東京控訴院刑事第一號公廷に於て開かれました其の當日
 になりますと外國人に係る裁判は珍らしいことでありますから
 早朝から押掛けたる傍聴人は夥しきものでありましてさしもに
 廣き控訴も午前八時頃には階上階下只人を以て充され九時三十
 分イザ開廷となるや我れ先きに入場せんと群めく様は宛然潮の
 湧く如く傍聴席は忽ちにして立錫の地を餘さざるに至り空しく

歸りしもの其數を知らざりも程でした傍聽席の内には十數名の
 高等官米國公使館書記某氏も見受けました是より先き被告
 ラーは鍛冶橋監獄署より箱馬車にて送られ東京地方裁判所人民
 控所側の囚人溜所に居りましたか願て九時二十分看守三名の附
 添ひにて公庭に入來り設けの掛内に入れるを見るに例の紺の袴
 廣に黒のスポンを穿ち獄窓内に炎を透き來りたるにも拘はら
 ず左まで焦悴の態も見えざりし續て裁判長小山温氏を始め澁川
 平山、野中、荒井の四倍席判事平沼檢事辨護人は秋山源藏、高橋庄之
 助、井上入重吉、牧野駿雄、遠山重義、内藤庄吉氏の六辨護士通事は小
 林米珂氏、東京地方裁判所雇通辨鈴木虎之助氏にして一同着席に
 あります之れより小山裁判長は段々ど事實の審問をなされまし
 たか、ムラーは當夜の事は記憶なしと一向に白狀しませんこと
 て秋山辨護士は裁判長に向て被告は當夜の事に付き更に記憶な

しと云ひ居れば若し何か思ひ出すことあらば事實の陳述をなさ
 しめたとしと申請し裁判長の許可を得て被告に向ひ被告が申立て
 たる當夜の事情は却て被告の爲めに不利ななりと信ず若し被告
 にして何か思ひ起せしこともあらば有の儘に申立つる方可から
 ん被告にして若し犯罪者なることを認められ謀殺若しくは放殺に
 關はるゝことありとするも自白は或は情狀酌量の理由となるや
 も計られず且つ本件は證據は盡く特元證據なれば被告か思ひ
 したることにて被告に取りて利益となるべき證據あらば提出す
 は申立つべく左すれば如何なる極刑を以てするも第一審に於け
 る死刑の判決より重きことは万なかるべしと信ず右は辨護人一
 同の希望する處なれば被告も其意を汲分け熱考の上申立をなす
 べしと忠告されました 判辨護人の忠告は分りしか、三能く分
 りました 判、六日の夜の事は少しも思ひ起すことなきか、三

ミ ル ヲ 1 事 件

何程か記憶せり 判記臆とは 三横濱の法廷に於て申立てさる
しは自分に不利なると思ふてなり 辨護人の忠告ありしを以て
是より眞實の申立をささん 十六日の夜一時頃長椅子の上に寝て
居たりし時不圖目を覺し見るに酒場の前に二人の支那人英語に
て話しをかならずエの酌にて頻りに酒を飲み居たり依て自分
も起上り棚の上にあがりしウスキューを取下して二杯程飲み再
長椅子の上には横はりたるか其時何れより入來りしか一人の女來
りて右の支那人と話しをさし頼て其支那人と女とは戶外に出て
んとて勝手所に立ち居たり又スエは少なき洋燈を持ち居たる
が其際戶外にて外國人ど何か話しをなし居たる様子なりし尤
商賈か商賈とて自分は斯く人の出入する氣にも止めず其儘
目に就きしに時経て誰れか自分を呼び起すものあるに驚き再び
目を覺し見たるに自分の枕下に大なる卓子あり其時は暗黒なり

ミ ル ヲ 1 事 件

しか外面より洩るゝ明りにて僅かに室内を透し見るに他の一偶
にある長椅子の上にて女と男はフザケ居たり然るに其女の腰に
て自分を呼びたれば自分は直ちに起きて男女を引分けさるに男
は自分の上衣を取りサア來いと云ひ又自分の首を握らへんとし
頭を押へんとしたるゆゑ自分は之を突飛ばしたるに其人は忽ち
卓子のの上に倒れたるに又起上りて其處に有合ふ瓶を以て自分に
手向ひしたるを以て自分は酒場にありし鐵槌を以て二三度續け
様に打撃をたり 判何れの部分を打ちたるか 三面部なりと思
ふ夫れよりスエが來りて倒れたる卓子を起し而して洋燈を點し
たり依て自分はピーヤを一杯飲みスエはラム子を一杯飲みたり
判倒れし人は死し居たるか 三未だ少し動き居たり 判倒れし
人の顔は見ざりしか 三見ざりし 判今陳述せし事情を何故豫
審廷か第一審廷に於て申立てざりしや 三夫れは豫審廷か横

百九十六
 覆裁判所の判事が被告はチャルソ、ウオードを知らかどの尋問を
 りし故自分は知らずと答へたるに其時判事の言葉は自分によく
 分らず又自分の答か判事に通せざりしより行違ひの儘今日に到
 りたる次第ありと思へり 判其夜被告はスエと何か争訟をなし
 怒りの餘リスエを殺したるには非ざるか ミ争ひとなしたる事
 もなく又スエを殺したることは更になしと申立てました是より
 裁判長は種々の證據物件及豫審の調書証人の証言等につき手
 を替へ品と替へ御調べになりましたかなか 剛性な男と見へ
 て白状しません秋山辯護士も罪状を自白せしめ情状酌量の理由
 を以て幾分か減刑の辨護をなさんとして切角忠告を試みしかど
 も其功なく漸く一部の罪状を自白したまでにて未だ全部の白状
 を致せせんるこて秋山辯護士は再び被告に向ひ被告は辯護人よ
 りの注告を入れて一部の罪状を自白したるか其自白は眞實なる

百九十七
 べければ其他の事實を知らずとありては折角の自白も其効力を
 きに至らん先きの被告の際申したるが如く情状證據は被告に取
 つて甚だ不利益の事なりと考ふ宜しく事實を申立つべし如何に
 悪人でも良心はあるものですから人を殺して良いことをしたと
 は思わぬ殊に自分罪は到底免れなれど定されれば幾分かでも
 輕きを望むは人情の常ですから剛性をミルラーもどう 全部
 の白状をする様になりました 判被告は十六日の夜二時半頃よ
 り便所側にあつたことあるが其際の事に付申立つる事 な
 きや ミ申立つる事あり 判如何なる事なるか申立つべし ミ
 豫審廷にて申立てし時は通譯官の通譯不充分に何れも自分に
 不利益のことのみなりしより申立てざりしなり先づチャーチスと
 今一人の女の申立てによればシャツは被告のものなりとあれど
 自分が露夜着用したる品は夫れに非ず彼のシャツは會てスエ方

ミ ル ラ | 事 件

に泊り居たる年若き米人が七月一日軍艦へ乗込む時其品及びメ
ポンの二點をスエに託し洗濯に遣りたるにて當夜包みの徳酒樽
の側に置きありたるなりシエームスカーチス及びケーン等は始
終淫賣屋等に入込み居る人物なるのみかシードモールは不公平
の人物にて何れも泥棒の如き人物の寄合ひなればさてこそ深く
も知らずして濫りに自分を人殺しとは申立たるなりさて先きに
申立てたる通り自分は男と格闘の後ウキスキーを飲み居たるに
スエは其處にランナを置き急ぎ裏口より逃出さんとする容子
なるを以て自分は後を追懸けて取押へ引戻したるにスエは彼の
倒れ居たる男を熱視したり多分鐵槌を探し居たるならん自分は
依てスエに向ひお前は二階へ行つて寝ろと云ひ不圖視れば自分
が着し居たるシャツの胸の邊りの著しく裂け居たるのみならず
血が一杯に付き居るを認めたり斯てスエは二階に行き自分は勘

ミ ル ラ | 事 件

定盃の前になりし小ランプを取り鐵槌を探し居たるに夫れより酒樽の側
にて誰れか人の通行する如き音したり自分は夫れより酒樽の側
に行きしに若者の包みを發見したれば之を抜きてシャツを取出
し自分のものど若者へ帽子は卓子の上に置き尙ほ鐵槌を探した
るも遂に見出す能はざりし代りに勘定盃の側にて拾獲しの如き
物を見付けられたれば直様之れを手に執りたる折しもスエと又一
の女とは二階より下り來りて再び裏口の方に行き果ては戸を開
かんと試みしも此時鐵槌は自分のポケットにありたれば二人は目
的を達し得ず引込して再び二階に行きたるゆへ自分も續て二階
に行しにシニ(アキの事)は頗りに自分に抵抗したれば拾獲しに
て打倒したり之を見てスエも亦自分に抵抗したれば此時左の手
に持ちたる鐵槌を以て再び二度三度打据
ニは再び起上りて又も手向ひしたるを以て再び二度三度打据

スエには別に悪意をかりしかば追き起して殺氣の上に乘せんとしたるに人殺し……と叫びたる故餘儀なくスエを捕へて殺したり判夫れは何れの邊を何にて打ちしや。ミ頭のを捕へて捻廻しにて打殺したるをり然るに自分の若て居たる上着に血痕の付き居たるを以て之をば梯子段の下へ打棄てし時先きに打倒したる一人の男矢庭に跳起き頸りの叫びの聲をあげたれ。餘儀なく之れも打殺したり詳くは居らざれを當時割刀は弗箱の内に入れあり而して自分は其割刀にて其男を斬りたるやも知れずと思ふ又スエは裏口へ逃出す時鉄鎚を持行しやとも思ふ其胸自らがスエ方を出てたるは午前四時頃なりヤメリヤスビシヤツと捻廻を一包とし着物は人に見られぬ様にボツンをかき背に縋のハンカチーフを巻付け居たり門番は五時頃なりしと思ふスエ方に一あれを自分の出でたるは確かに四時頃なりしと思ふスエ方に一

番近きグラランドホテル側の川端に行き川中に右の包を打棄たり就中シヤツは血痕甚しきを以て特に包みより取出し足にかけて充分に蹂躪り血痕の分からぬ様にして打棄てたり夫れより船を盗みて逃げんと思立ち波止場の方に行きしに巡査の居合はしたる爲め盗むこと叶はず引返さんと思へる時俄かに眩暈を感じて佛蘭西波止場の側に倒れ居たるが通行人の通るに心付き不圖目を感じましてシヤツもメリヤスも手許になしと感したるは先きに棄てたることを忘れ居たるならん斯て夫よりカーチス方に行きしが前述の如く目覺めたる時昨夜は馬鹿なことをしたと心に悔いボツケットに入れありしウキスキの小瓶を取出して飲まんどせしも飲み得ず吾れにもあらず海中に投棄てたり夫れより右の通り懸りし男に話しかけ其に本村の或時計屋の前に行きし時は既に午前八時二十分なりしが其足にてカーチス方に行きカー

ミ ル ラ | 事 件

チヌか勘定台の側に居るを見てお早うと云ひ更に連れの男に向
ひウキスキーを飲むやと云ひしが其男はプレーナソと呼ぶもの
にて頻りにカーチスと話し居たり其際に自分は二階に行き若
を替へて逃出さんと思ひ衣箱を抜き見しに前の土曜日の晩
に洗濯し来りたる着物なき故尙は彼れと見廻せしに二階に
る勘定台の傍に自分の毛布あり又勘定台の抽斗に自分の品物十
二枚程入れありたれば肌着のメソ、シャツ、股引を着替へ下
行きかゝりしに急に變な心持ちになりて睡氣をさへしたれば
其儘二階の勘定臺の側に眠り少時して下に行きしに巡査多く來
りてカーチスも女も姿を見せず依て引返して二階に行き黒き着
物を着る考へありしか後にて見れば薄色の着物を着居たり其時
下の酒場の前にて巡査と女と話し居たるが自分の下りたる時一
人の巡査はれ前はミラーではないかと問ひかけられから自分

ミ ル ラ | 事 件

は左様ですと答へたるに警察へ來いと云はれたり自分の事にて
斯る騒ぎをなし居るとは心附かざりしに因て警察へ行きて見れ
ばシッドモールも來て居たり右は豫審中十九日の夜思ひ出した
れを遂に立ざりし悪人も正直には勝てませんもので剛性かミ
ルラーもどうも公明ある裁判の下にすつかり罪状を白状致し
ましたるれから辯護人一同より證據物件捜査の申請をなし検察
も賛成にあり裁判長も必要と認められ却許可にありまして直ちに
受命判事を横濱に出張せしめられました受命判事は検事と同行
に相成ミルラーを御伴にありまして横濱に出張し多くの潜水者
を雇ひ上げ捜査されました處襦袢及び胸部に血痕様の者を止め探
に自地の小布に赤文字にて「ミ」記されたるが発見にありませぬ
は発見にありませぬが未だ捻廻に発見にありませぬ愈々近日公
判を開廷にありまして宣告の申渡しかあると云ふことでも永く

と面白くもなきことを辨上げまして多きに御選願とす
二百四



内地雜居
最初犯罪
ミルラー事件終

明治三十二年十月十日印刷
明治三十二年十月廿四日發行

講演者 邑井貞吉

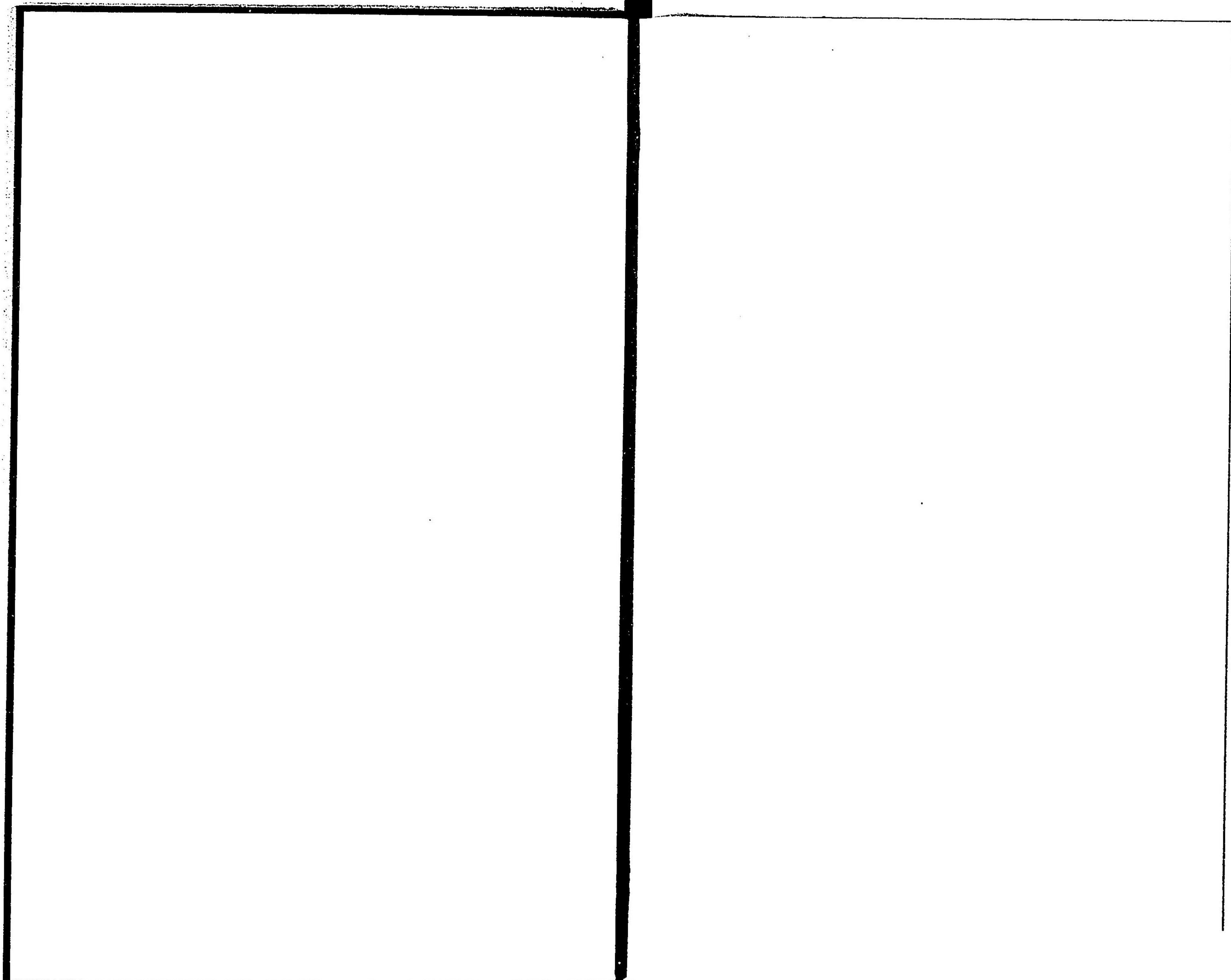
發行者 東京市日本橋區本石町二丁目十六番地 田平義三郎

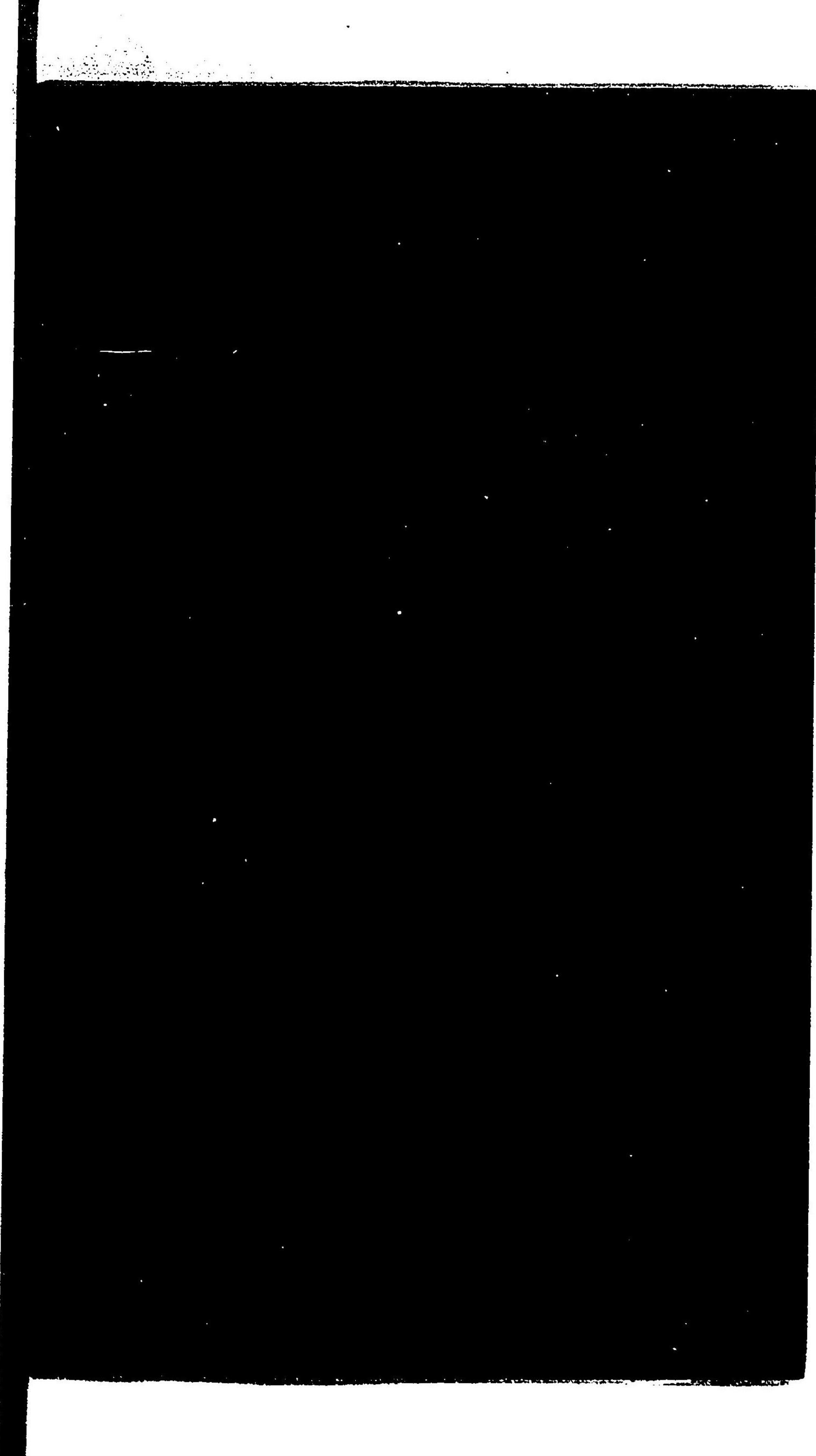
印刷者 東京市神田區錦町三丁目二十五番地 楠磯太郎

印刷所 東京市神田區錦町三丁目二十五番地 上田屋印刷所

發行所 東京市日本橋區本石町二丁目十六番地 上田屋書店

69





特8

878

ミルラー事件

邑井貞吉

国立国会図書館

097714-000-3

特8-878

ミルラー事件(内地雑居最初犯罪)

邑井 貞吉/自講自記

M32

DBS-1649



